

## 子ども・子育て支援法に関連する基準について

### 1. 市町村で定めるべき基準について

子ども・子育て支援新制度の平成27年4月実施開始に合わせて、市町村では、各種基準・利用者負担・各施設の定員などを子ども・子育て会議での協議を通じて定める必要があります。

次の3つの基準に関しましては、新制度の実施開始の前段（平成26年度中）において、各施設に対して施設型給付を受けるための「確認」や地域型保育給付を受けるための「認可」を市町村が行わなければならない、これらの手続きを行うために、市町村は各基準に関する条例を早期に制定する必要があります。

以上のことから、条例の中に盛り込む基準を今回の会議にお諮りするものです。

#### 【今回定めるべき基準】

##### ①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準について

- 教育・保育施設（幼稚園・認定こども園・保育園）が施設型給付を受けるために市町村から「確認」を受けるにあたってクリアすべき運営基準
  
- 地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）が地域型保育給付を受けるために市町村から「認可」を受けるにあたってクリアすべき運営基準

##### ②家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について

- 地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）が地域型保育給付を受けるために市町村から「認可」を受けるにあたってクリアすべき設備及び運営に関する基準

##### ③放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

- 平成27年4月からの学童クラブの運営に関して、クリアすべき設備及び運営に関する基準

## 2. 国から示された基準について

前述した3つの基準については、国から基準が示されている。

- ①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
(平成26年4月30日付け内閣府令第39号)
- ②家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準  
(平成26年4月30日付け厚生労働省令第61号)
- ③放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
(平成26年4月30日付け厚生労働省令第63号)

## 3. 市が考える基準(案)について

市としては、国から示された基準を上回る内容又は異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性が見当たらないため、国から示された3基準をそのまま適用する。